

## 大牟田市立病院経営改善支援業務委託仕様書

本仕様書は、地方独立行政法人大牟田市立病院（以下「当院」という。）が、経営改善支援業務（以下「本業務」という。）委託の受託者を公募するにあたり、必要とする事項等について定める。

### 1 業務名

大牟田市立病院経営改善支援業務

### 2 目的

本業務の目的は、当院の経営改善に向けた取組を一層推進し、より実効性のあるものとするため、専門的な知識や実績を有する事業者を公募し、当院への経営改善策の提案及びその実行支援を委託するものである。

本業務における経営改善とは、事務職員に限らず医療職も含めた当院の職員の病院経営に係る改善意識の浸透をはじめ、DPCデータの分析等に基づく提案とその実行支援により、収益の増加及び費用の節減を図るものである。

### 3 契約期間

契約締結日から1年間

### 4 業務内容

受託者は、次に掲げる業務を履行するものとする。

- (1) 当院を取り巻く医療環境（医療需要や医療政策など）の変化等について現状及び課題等を分析し、今後、当院が対応すべき方向性（診療機能の選択や医療提供体制のあり方など）について提案する。
- (2) 収益の増加に繋がる分析・提案及び実行支援
  - ① 令和8年度診療報酬改定等の内容を踏まえ、当院の加算や施設基準の取得状況や算定の状況等を分析し、増収に繋がる具体的な提案と実行支援を行う。
  - ② 当院の機能評価係数等（特に機能評価係数Ⅱ及び救急補正係数）について、係数のアップに繋がる具体的な提案と実行支援を行う。
  - ③ その他、患者数の増加や診療単価のアップ等、増収に繋がる提案と実行支援を行う。
- (3) 費用の節減に繋がる分析・提案及び実行支援
  - ① 当院のクリティカルパスの見直しなどにより、医療資源投入量の適正化に向けた具体的な提案と実行支援を行う。
  - ② 診療材料単価のベンチマーク分析や、業者との交渉ノウハウの提供などにより、材料費の節減に繋がる提案と実行支援を行う。
  - ③ その他、費用の節減に有用なものがあれば、提案と実行支援を行う。

- (4) 当院の継続的な経営改善に有用な資料や分析ツール等の提供を行う。
- (5) 本業務の契約期間終了時には、総括レポートを作成し、成果の検証や今後の課題等に関する提案を行う。

## 5 本業務の実施条件等

- (1) 受託者は、本業務を円滑かつ確実に遂行するため、適切な人員配置及び管理体制を整えるものとし、月1回以上は必ず当院を訪問するものとする。併せて、必要に応じてオンライン（ZOOM等）で、助言・支援が実施できるような体制を整えるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、受託者は相当な知識と技術を有するスタッフを適切に配置し、良質かつ安定的な支援を継続的に提供すること。
- (3) 本業務の遂行にあたっては、当院と十分な連絡・打ち合わせを保ち、当院の指示及び承諾を受けること。併せて、その内容については、受託者がその都度記録の上、要録等として提出すること。
- (4) ヒアリングや打ち合わせ、プレゼンテーション等は、当院の職員と円滑に実施すること。
- (5) 当院は、本業務の遂行に受託者側の担当スタッフが不適格と判断した場合は、受託者に改善の要求又は当該スタッフの交代を求めることができる。
- (6) 受託者は、本業務の期間中、高い倫理性の保持を徹底するとともに、関係する法令や例規等を遵守すること。
- (7) 受託者は、国の動向をはじめ、当院の属する地方自治体及び医療圏の保健・医療・介護・福祉全般についての十分な理解のもとに本業務を遂行すること。
- (8) 当院は、受託者に対して情報の提供等、業務の円滑な遂行に協力するものとする。

## 6 業務工程表等の提出

- (1) 受託者は、契約締結の際に次の書類を提出し、当院の承諾を受けること。
  - ① 業務工程表
  - ② 担当職員一覧表
  - ③ その他、当院が必要に応じて指定する書類
- (2) 受託者は、上記に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに当院に文書で報告し、承諾を受けること。

## 7 その他

- (1) 本業務は、本仕様書及び受託者の提案内容に基づき実施するものとする。
- (2) 本業務について、主たる部分の他者への再委託は認めない。また、主たる部分以外の業務を再委託する場合は、予め、書面により当院の承諾を得なければならない。
- (3) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。また、この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

- (4) 本業務で取り扱う情報は、セキュリティ管理を徹底すること。
- (5) 受託者が本業務において使用し、又は本業務の過程で作成、開発等をした成果物、ノウハウ等に関する知的財産権その他の権利は、当院に帰属するものとし、当院は、本業務を通じて受託者から提供された成果物、ノウハウ等については、当院が行う活動のためにのみ使用するものとする。
- (6) 本業務に関し、本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じ、当院と受託者とが協議して定めるものとする。